本県における定期報告の対象等について(政令及び県細則による指定対象)



〇報告対象

・報告対象については、国が政令で指定し、これ以外については県で指定することになった。 (これまで県細則で指定していたものは引き続き報告対象としている。 ※下線部は県細則指定)

〇報告時期

- ・建 築 物:3年目ごとの6月1日~12月28日まで。
- ・建築物以外: 毎年4月1日~翌年3月31日まで。(建築設備は6月1日~12月28日まで。)

	対象用途等	対象用途の位置・規模等 (いずれかに該当するもの)	初回報告年度
建築物※1	劇場,映画館,演芸場,観覧場(屋外観覧場を除く), 公会堂又は集会場	①3階以上に100㎡超 ②客席が200㎡以上 <u>③300㎡超※2</u> ④主階が1階にないもの※3 ⑤地階に100㎡超	H29
	病院, 有床診療所, 旅館, ホテル又は児童福祉施設等 (就寝用福祉施設を含む)	①3階以上に100㎡超※4 ②2階に300㎡以上※4 ③地階に100㎡超※4 <u>④3階以上,300㎡超※5</u>	H30
	共同住宅又は寄宿舎(就寝用福祉施設を除く)	①5階以上, 1,500㎡超※6	H29
	体育館,博物館,美術館,図書館,ボーリング場,水泳 場又はスポーツの練習場等(学校に付属しないもの)	①3階以上に100㎡超 ②2,000㎡以上	H28 ※8
	百貨店, 展示場, 遊技場, 公衆浴場, 飲食店又は物品 販売業を営む店舗等	①3階以上に100㎡超 ②2階に500㎡以上 ③3,000㎡以上 ④地階に100㎡超	H28 ※8
建築設備等	建築設備 (上記建築物に, 建築基準法の規定により 設けたもの)	①換気設備(機械換気設備及び中央管理方式の空気調和設備) ②排煙設備(排煙機) ③非常用の照明設備	H28 ※9
	昇降機	①エレベーター ②エスカレーター ③小荷物専用昇降機(フロアタイプ)	H28 ※10
	防火設備(政令指定の建築物に設けたもの又は病院・有床診療所・就寝用福祉施設※フに設けたもの)	随時閉鎖式の防火扉, 防火シャッター(防火ダンパー, 外壁開口部の防火設備を除く)	H30
	準用工作物	①観光用エレベーター・エスカレーター ②高架の遊戯施設(コースター等) ③原動機により回転運動をする遊戯施設(観覧車等)	H28

- ※1:避難階のみにあるものは除く。(ただし, ※2は避難階のみでも対象) ※2:劇場,映画館,演芸場,観覧場に限る。 ※3:劇場,映画館,演芸場に限る。
- ※4:児童福祉施設等については就寝用福祉施設に限る。
- ※5:就寝用福祉施設を除く児童福祉施設等(地階又は3階以上において当該用途に100㎡超を有するもの)に限る。
- ※6:5階以上において当該用途に100㎡超を有するものに限る。※7:該当する用途部分が200㎡以上を有するものに限る。

(経過措置)

- ※8:法改正により新たに対象となったものはH29年度まで。
- ※9:法改正により新たに対象となった既存建築物に設けられたものは当該建築物の報告年度。 ※10:小荷物専用昇降機はH30年度。